

令和4年度倉敷観光コンベンションビューロー
地域の魅力を活かした夜型観光推進事業費補助金

夜型観光 補助金

申請の手引き

<令和4年7月1日時点版>

～お願い～

事業を実施される前に、必ず本手引きをご確認ください。

補助対象外の事業や経費に補助金は支払われません。また、書類に不備があると、内容確認や審査に時間がかかり、手続きにお時間をいただくこととなりますので、あらかじめご注意ください。

公益社団法人 倉敷観光コンベンションビューロー

1 目的

この「夜型観光補助金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光関連事業者が実施するウィズコロナ・ポストコロナにおける夜型・朝型観光コンテンツの造成等の経費の一部を補助し観光客の夕方から早朝の滞在時間の延長，宿泊客数の増加を図り，倉敷の観光産業の回復につなげていくことを目的としています。

2 交付対象者

次のすべてを満たす者が対象です。

要件1：倉敷観光コンベンションビューロー会員であること

現在、会員でない場合は、交付申請時までには新規に入会手続き（会費の納入が必要で
す）をしていただければ制度を利用できます。入会についての詳細は、事務局までお問い
合わせください。

要件2：次のいずれかの事業者であること

①飲食事業者

食品衛生法上の飲食店営業許可，喫茶店営業許可を受け，飲食店を経営している者

②文化観光施設事業者

博物館法第2条第1項に基づく登録博物館または観光客向けに文化に関する展示・解
説・紹介を行うものとして会長が認める市内の施設※を経営している者

※文化観光施設に該当するかは施設の主たる用途・目的により判断します。

③宿泊事業者

旅館業法第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」又は同法同条の第3項に規
定する「簡易宿所営業」の許可を受け，市内の宿泊施設を経営している者

※「下宿」「民泊」は交付対象外です。

※事業者規模や本社所在地・住所地は問いません。ただし，②文化観光施設事業者お
よび③宿泊事業者の場合は，経営する施設が市内にある必要があります。

要件3：補助対象事業を行う施設において「新型コロナウイルス対策取組宣言」を行って

いる者であること

現在、取組宣言店でない場合は、実績報告時までには取組宣言をしていただければ制度を
利用できます。取組宣言店 ID 等詳細は <https://kurashiki-chambers.jp> でご確認ください。

※補助対象事業を野外で実施する場合等はこの限りではありません。

要件4：以下のいずれにも該当しないこと

- ・同一事業に対して別の補助金の交付を受ける者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う者又は当該営業に係る「接客行務受託営業」を行う者

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ・宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者
- ・事業実施に当たり必要な許認可を取得していない等の、関係法令を遵守していない者
- ・訴訟や法令遵守上において、事業実施に支障をきたす問題を抱える者
- ・その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと（公社）倉敷観光コンベンションビューロー会長（以下、「会長」という。）が判断する者

3 補助の内容

補助対象 事業	<p>次の要件 1～4 全てに該当する事業が補助の対象です。</p> <p>要件 1 夕方から早朝※の間[※]に市内で実施する取組又は 宿泊者を対象とした取組であること。 <small>※ 17時～翌9時を指し、事業実施時間がこの時間帯にかかっている場合は補助対象となり得ます。</small></p> <p>要件 2 本市の観光資源を活用した取組であること。</p> <p>要件 3 補助対象期間後も継続的に実施を目指す取組であること。</p> <p>要件 4 次のいずれかに該当する取り組みであること。</p> <p>①【味わう】楽しみ創出事業 3者以上の事業者が連携して行う新たな飲食イベント・キャンペーン等 ・ナイトマルシェやイブニングティー等のPR ・各店舗を巡るモーニングキャンペーンのPR ・特産品を活用した共同開発の夜メニューのPR 等 <small>※「新たな」とは新規事業だけでなく、従前から行っていた事業の量的な拡大（回数や時間等）や質的な向上（サービスの追加）も指します。 ※飲食を趣旨とした取組であれば、連携先の事業者の業種は問いませんが、連携先とは補助対象事業の主体となる者をいい、単なる仕入先等は連携先とは認められません。 ※連携する事業者のうち、いずれかの事業者を代表として申請してください。 補助対象経費となるのは、申請者が支出した経費に限ります。</small></p> <p>②【体験する】楽しみ創出事業 体験コンテンツの開発、磨き上げ等 ・ナイトミュージアムの実施 ・施設内からの夜景・朝景鑑賞場所の整備 ・プロジェクションマッピングの実施 ・ものづくり体験の夜間・早朝実施 ・自然を活用したナイトウォーキングの実施 等 <small>※「磨き上げ」とは量的な拡大（回数や時間等）や質的な向上（サービスの追加）を指します。</small></p> <p>③【泊まる】楽しみ創出事業 宿泊施設の高付加価値化、宿泊プラン造成等 ・特産品を活用した客室等への改装 ・グランピングの整備 ・モーニングツアー付き宿泊プランの造成 ・宿泊者向け夜景バス・タクシーの運行 ・特産品を活用した限定ノベルティの開発 等</p>
--------------------	---

	<p>※事例以外の取組も、制度主旨に合致するものは補助対象となりえます。</p> <p>※原則、飲食事業者は「【味わう】楽しみ創出事業」、文化観光施設事業者は「【体験する】楽しみ創出事業」、宿泊事業者は「【泊まる】楽しみ創出始業」を対象事業と想定しています。区分がまたがる場合や不明な場合は個別にご相談ください。</p>
補助率	補助対象経費（税抜き）の5分の4
補助金上限額	200万円 ※千円未満は切捨て ※下限額はありせん。
対象経費	<p>※対象事業によって対象経費が異なります。</p> <p>各補助対象事業の実施に必要な経費のうち、次の費目が対象となります。対象となるか不明な経費がありましたら、事前にご相談ください。</p> <p>【味わう】楽しみ創出事業の対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告宣伝費…補助対象事業の広告宣伝にかかる外注費 <p>【体験する】楽しみ創出事業，【泊まる】楽しみ創出事業の対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告宣伝費…補助対象事業の広告宣伝にかかる外注費 ・ 設備備品費…補助対象事業に用いる設備，機器，備品の購入・設置費 ・ 外注費…広告宣伝費を除く補助対象事業に必要な工事請負費，委託費等 <p>※広告宣伝にかかる経費であっても用紙やインク等の消耗品，プリンター等の機器の購入は補助対象外です。</p> <p>令和4年7月1日から令和5年1月31日までの支出が対象です。</p> <p>※取り付け・設置費用は設備備品費に含みますが，設備・備品の単なる撤去処分費用は補助対象になりません。</p> <p>※「利用料・広告料」等，一定期間に渡る支出が見込まれる経費は，原則として，新たな取組に必要となる初期費用分が対象となります。同一の契約・利用許可等に基づき，初期費用に運用費用の一部が含まれるなど，切り分けが困難な場合は，補助対象期間中にかかる分のみを初期費用分としてみなして，補助の対象となります。</p> <p>※原則として汎用性の高い機器は補助対象外です。専ら補助対象事業のために必要となると認められる機器は補助対象として認められる場合があります。</p>



次の経費は対象となりませんのでご注意ください。

- ×人件費，旅費，家賃，光熱水費，通信費等の固定経費 ×送料，手数料
- ×中古品，オークション品の購入費 ×金券・商品券購入費，車両・不動産購入費
- ×保険料，保証料，損失補填費用 ×公租公課（消費税含む），免許等の取得・登録費
- ×単なる設備更新・修繕費，従前から使用する消耗品・設備備品等の購入費
- ×公金の使途として社会通念上，不適切と認められる経費
- ×PC・通信端末等，他の目的に使用しうる機器の購入費
- ×仮想通貨，ポイント・クーポン・Webギフトカード等，電子マネー，申請者と異なる名義のクレジットカード，QRコード・バーコード決済，自社・自己振出以外の小切手・手形※，金券・商品券等での支払い

※補助対象経費は，事業の実施に際して新たに生じる支出に限ります。従前から使用している消耗品・備品の購入，設備・機器の更新費等は認められません。

※直接販売する商品の製造原価となる経費は認められません。

※本制度は観光客の夕方から早朝にかけての滞在時間の延長および宿泊客数の増加を目的としているため，単に感染症対策に係る経費は認められません。

※小切手・手形の支払いは原則として補助対象外ですが，自社・自己振出の小切手・手形のみ対象となりえます。この場合，振り出した小切手・手形の金額について令和5年1月31日までに当座預金口座からの引き落としが完了したことを確認する必要があります。

4 申請から補助金交付までの流れ

(1) 申請手順

補助対象となる事業及び経費を確認し、次の手順で実施してください。

<p>①</p>	<p>「交付対象・交付申請書類チェックシート」, 「交付申請書」(【味わう】楽しみ創出事業を申請される方は別紙「交付申請に係る確認書」), 「誓約書兼同意書」を提出</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none">●見積書 <p>※見積書の押印は不要, 写しで可です。</p> <p>※見積書の業者と(実績報告時の)実際の施工業者が異なる場合も, 事業内容が同じであり, 補助対象経費が増額しなければ問題ありません。</p> <ul style="list-style-type: none">●事業内容がわかるもの <p>申請書提出期限 令和4年12月28日(水) (厳守)</p> <p>※予算の上限に達した場合, 提出期限を待たずに締め切ることがあります。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請内容の審査・「交付決定通知書」(郵送)</p> <p>※交付申請の内容を確認し, 「交付決定通知書」を送付します。 (補助対象外で交付決定することができない場合は別途ご連絡します。)</p> <p>※「交付決定通知書」は補助金額を確定するものではありません。</p>
<p>②</p>	<p>事業の実施</p> <p>※<u>令和4年7月1日から令和5年1月31日までの支出</u>が補助対象です。</p> <p>※<u>支払ったことが分かる書類は, 実績報告に必要ですので, 必ず保管してください。</u></p> <p>事業実施期限 令和5年1月31日(火)</p>
<p>—</p>	<p>(事業内容を変更する場合のみ) 「変更承認申請書」を提出</p> <p>※軽微な変更内容であると会長が認める場合及び対象経費の<u>総額を減額する場合は変更承認申請書の提出は必要ありません。</u></p> <p>※提出が必要かどうかは個別にご相談ください。</p>

事業完了後、「実績報告書類チェックシート」、「実績報告書」、「補助金請求書」を提出

【添付書類】

● **支払いを証する書類（請求書及び領収書の写し）**

※ いずれの書類も宛名が入ったものが必要です。

※ 領収証に内訳記載が無い場合は、領収証自体に内容を記載いただいたものに差し替えるか、購入明細がわかるものを添付してください。

③

※ Web 上で発行されたものでも構いませんが、補助対象となる支払い方法であることが確認でき、支払い方法に応じた必要書類を提出する必要があります。

※ 領収証の宛名は、個人事業主の場合は個人事業主名か屋号、法人名の場合は法人名または法人名+法人代表者名に限ります。立替払いは認められません。

● **事業の取組実績がわかる写真・資料等**

（その他必要な添付書類をお願いする場合があります。）

実績報告書提出期限

令和5年1月31日（火）

事務局

報告内容の審査・「交付額確定通知書」（郵送）

※ 交付申請書記載内容、必要書類を照らし合わせて、補助金の額を確定します。

※ 補助対象外の事業や経費、領収書がないものに補助金は支払われません。

※ 必要に応じて、現地確認を行う場合があります。

補助金請求・交付

※ 申請書及び請求書に記載された補助金申請額と、確定した補助金額に相違がない場合は、約3週間程度で補助金が口座に振り込まれます。

④

※ 申請内容に補助対象外経費が含まれている場合は、当該経費を除いた額で交付決定を行います。（金額を修正した請求書を再提出いただく必要があります。）

概算払い（前払い）について

※ 補助金の支払いは実績払い（後払い）が原則ですが、交付決定通知後、特に必要な場合は、請求書等の提出を以て、必要な金額の前払いを行うことができます。

(2) 交付申請書の提出方法等

<書類の入手方法>

- ◆ 「(公社) 倉敷観光コンベンションビューロー」のホームページからダウンロード

<提出方法>

- ◆ 原則：郵送による申請 ※郵送料は申請者負担です。

必要書類を封筒に入れて提出してください。

封筒には、「**夜型観光補助金交付申請書在中**」又は

「**夜型観光補助金実績報告書在中**」と朱書きしてください。

【郵送先】 〒710-0046 倉敷市中央2-6-1 公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー 「夜型観光補助金」担当
--

- ◆ 窓口での申請

必要書類を封筒に入れて事務局に提出してください。

【受付窓口】 平日 9時～17時

5 留意事項

(1) 事業実施にあたって

事業実施にあたって以下の点に留意してください。

新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、取組を行うこと。

本制度の補助対象事業が夜間・早朝を含む時間帯の取組であることから、特に騒音・光害・ごみ処理等への対策を講じるとともに、周辺住民や事業者の安心・安全に配慮した上で取組を行うこと。

(2) 補助回数の制限

1事業者あたりの補助金の交付申請の回数制限は1回限りです。また、複数事業者と連携した取組であって申請者が異なる場合でも、同一事業での申請は1回限りです。

なお、1回の申請で交付上限金額（200万円）の範囲内で複数の取組を併せて申請することは可能です。

※異なる申請主体であっても取組内容が酷似しているものや、単に実施場所を変更しただけのもの等については、申請を受け付けできない場合があります。

(3) 租税等の取り扱い

補助対象経費には、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税及び源泉所得税並びに公証人手数料相当額を含みません。

(4) 対象経費の支払方法

補助金執行の適正確保のため、店頭で原材料や消耗品等を購入する場合を除き、**対象経費は、原則「銀行振込」で支払ってください。**なお、補助金申請時に振込明細、振込依頼書、預金通帳の表紙及び該当箇所の写し等振込が完了したことが分かる資料の提出を求める場合がありますのでご注意ください。

やむを得ずクレジットカードで購入する場合は、一括・分割払いともに、補助金申請時に支払い（引き落とし）が全て完了したのものについてのみ対象経費として認めます。なお、リボルビング払いは認められません。

支払いに用いるクレジットカードは、法人カード※または申請者名義のクレジットカードに限ります。**クレジットカードによる支払いは、補助対象期間中に口座からの引き落としが完了した場合のみ認められます。申請の際は、カード会社の利用明細書と、引き落とされたことがわかる通帳の写しを添付してください。**

※法人カードでの決済は、引き落とし口座が法人（申請者）の名義であるもののみが対象となり得ます。なお、カードの名義については、問いません。

<支払日>「契約」「発注」「購入」「申込」等に基づく行為の完了後に、その役務等の対価の支払が完了した日（銀行振込は口座振込日、現金払いは店頭支払日、クレジットカード決済は銀行口座引落日（分割払いは全額支払完了日））をいいます。

(5) 財産の処分及び管理

補助事業者は、令和10年3月31日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、所定の財産処分承認申請書を会長に提出し、その承認を受ける必要があります。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものは、この限りではありません。

なお、財産の処分により、当該補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還していただく場合があります。

このほか、補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図る必要があります。

(6) 情報の公表及び協力

補助事業者は、会長が補助事業の成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとします。なお、会長は、補助事業者の名称や補助事業の取組内容及び成果について、補助事業者の協力を得て、観光産業振興策の実例として公表する場合があります。

(7) 経理関係書類の保存

補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を令和10年3月31日までの間保存しなければなりません。

【お問い合わせ先】

(公社) 倉敷観光コンベンションビューロー
夜型観光補助金 担当

電 話：086-421-0224